

【問い合わせ先】

しんぐう子育てサポートセンター
(シーオーレ新宮子育て支援課)
☎963-2995 (直)

みんなの人権

みなさんも一緒に考えませんか

11月は児童虐待防止推進月間

〜今、変わろう！

体罰・暴言によらない

子育てに

児童虐待防止法で「親権者等は子どものしつけに際して体罰や暴言(以下「体罰等」)を加えてはならない」と定められたことは、ご存じですか。

1日24時間という限られた時間の中で、家事や仕事をこなしつつ、子育てをしている保護者の大変さは計り知れません。そんな中、子どもが言うことを聞かない、時間に余裕がない、心の余裕がないといった要因が加わると、体罰等を加えてはならないと頭ではわかっているけれども、子どもを叩いてしまう、怒鳴ってしまう保護者もいると思います。

体罰等のない子育てをするにはどうしたらいいのかを一緒に考えてみましょう。

どうして、法律で体罰等を加えてはならないと定められたの？

※体罰等が子どもに次のような影響を与えることがわかったからです。

【前頭前野の委縮】

脳の前頭前野(感情や思考をコントロールし、行動抑制力に関わる部分)が委縮し、気分障がい、反社会的な行動の増加、攻撃性の増加をもたらす確率が高くなる。

【自発的な行動ができない】

大人の顔を常にうかがい、委縮するようになる。その結果、自発的な行動ができなくなる。新しいことに挑戦するチャレンジ精神を培うことが

難しくなったりする。

【自己肯定感が育まれない】

体罰によって自己が否定されていると自己肯定感(自分の存在に対する自信)を育むことが難しくなる。

【円満な人間関係が築けない】

体罰が親子のコミュニケーション手段となってしまうと、子どもも同じように他人に接するようになり、自分より力が弱い相手に対し、力でねじ伏せることで自分の主張を通すようになる。

【聴覚野の変形】

子どもの脳の聴覚野(言葉の理解力、語彙理解力に関わる部分)が変形し、言葉や語彙の理解力の低下をもたらす、大事な音や会話が聴き取れなくなる。

今まで体罰等をしていた場合、子どもの脳はもう回復しないの？

※関わり方を変えることで、脳が受けたダメージを改善することが

とができます。

【方法① 体罰等をしない】

子どもを叩きそうになったり、暴言を吐きそうになったりしたら、深呼吸して気持ちを落ち着かせたり、ゆっくり5秒数えたり、窓を開けて風にあたって気分転換したりするなど、少しでもストレス解消につながりそうな自分なりの工夫を見つけてみましょう。そして、体罰等をしなかった自分を褒めましょう。

【方法② 心を込めて抱っこをする】

保護者に抱きしめられたときの安心感が子どもの脳と心の発達を活性化します。また、愛されている実感を記憶し、心身の機能を上げます。

【方法③ 同調する動きを一緒にする】

キャッチボール、バドミントン、テニスなど互いの呼吸を合わせる運動は、脳を活性化し、親と子の関係性を深めます。

子どもへの対応はどうしたらいいの？

① 気づき～子どもにして欲しいことを保護者がしていないか～

保護者の話を聞かないのは、成長段階によるものや反抗期による理由だけではなく、保護者の接し方・話を聞く態度が影響している場合があります。

普段、話を聞いて欲しいと思って、寄ってくる子どもに対し、家事をしながら「あとでね」と返事をするだけだったり、視線を合わせず適当に相槌を打ったりといった保護者の接し方・話を聞く態度を子どもが学んでいるのです。

保護者が子どもに話を聞く態度の手法を見せることは、子どもが人の話を聞くための基礎づくりになります。

② 冷静に～子どもの言い分を聞き、理由を教える～

子どもは知らないことが多いが、やってみた結果どうなるか、失敗したことに対し、保護者がどのように後始末(解決)

をするのかを見て経験を積んでいきます。

子どもが何か行動を起こそうとするたびに頭ごなしに叱らず、失敗するとわかっていても見守ったり、子どもがいけないことをしたときは、まずは子どもの言い分を聞いたたり、気持ちに代弁したりすることが大事です。そして、失敗の原因や何がいけないか理由を伝え、子ども自身に考えさせたり、どうしたらいいのかを教えたりすることが大事です。

③ 環境～話を聞く環境を整え、真剣に伝える～

子どもは長時間集中して話を聞くことができないので、わかりやすく短い文章で話すと伝わりやすいです。また、子どもにしっかり話を聞いて欲しいときは、おもちゃやテレビなど周りに気になるものがある場所から移動し、子どもと視線を合わせて向かい合い、真剣な表情や声のトーンで話すと効果的です。

一番大事なのは保護者が心の余裕を持つことです！

どんなに子どもへの関わり方を理解していても、保護者の心が疲れていては、実践することが難しくなります。試行錯誤で子育てに向き合うことに疲れた、子育ての苦勞をわかってもらえなくてモヤモヤするといった、子育てに前向きになれない自分がいると感じたときや、子育てにおいてわからないことがあるときは、ためらわずに「しんぐう子育てサポートセンター」へご相談ください。

センターでは、「こころにこに相談室」や「育児相談」といった保護者が気軽に相談できる機会を設けています。保健師や臨床心理士が子育てをサポートします。

そして、自己負担はありませんが、町ファミリー・サポート・センターや認可保育所などでの一時保育を活用し、子どもを預けて保護者自身の時間を持つことがとても大事です。その重要さを家族で共有してほしいと思います。

言えない「助けて」を地域でひろう

～相談対応ダイヤル 189 (いちはやく)～

子どもの泣き声がずっと聞こえる、子どもの表情が暗く元気がないなどいつもと様子が違うことに気づいたら、「189」へ連絡・相談してください。保護者が子育てに何らかの負担や困難を抱えているサインかもしれません。「189」へ連絡・相談(匿名可)することは、サインを無視しない地域の優しさです。子育て家庭への温かい見守りをおねがいします。

みんなの人権

みなさんも一緒に考えませんか

全国一斉女性の人権 ホットライン強化週間

11月12日(金)から18日(木)までの7日間、「女性の人権ホットライン」強化週間として、夫・パートナーからの暴力、職場でのセクハラ、ストーカーなど、女性に関する人権問題のご相談を受け付けます。

法務局職員と人権擁護委員が無料で相談に応じます。秘密は厳守されるため、どんな些細なことでも、ひとりで悩まずご相談ください。

【相談日時】

- 11月12日(金)・15日(月)・16日(火)・17日(水)・18日(木)の午前8時30分～午後7時
- 11月13日(土)・14日(日)の午前10時～午後5時

【相談電話番号】

☎0570-070-810(全国共通)

【問い合わせ先】

福岡法務局人権擁護部 ☎739-4151

心配ごと・福祉なんでも相談

みなさんの身のまわりに起こっている苦情や心配ごとなど、気軽に相談してください。相談は無料で、秘密は固く守ります。

日時 11月2日(火)午前10時～午後3時

※1人当たり30分

場所 そびあしんぐう

相談員 人権擁護委員、行政相談委員

内容 生活・家庭不和・結婚・近隣の問題、行政に対する苦情など

※予約は不要です。会場に午後2時30分までにお越しください。

高齢者や家族の悩み、福祉サービスの利用や金銭管理の不安、生きがい活動などの相談は、町社会福祉協議会で随時受け付けています。

問い合わせ先

役場総務課 ☎963-1730(直)

町社会福祉協議会 ☎963-0921(直)

高齢者虐待を 防ぎましょう

問い合わせ先 町地域包括支援センター(町福祉センター内)
☎963-0663(直)

当事者は虐待を自覚していないことが多く、自覚していても恥ずかしさや負い目から隠してしまいがちです。

高齢者や家族が発する「気づきのサイン」をキャッチして、地域で高齢者虐待を未然に防ぎましょう。

《高齢者虐待 気づきのサイン》

高齢者が発するサイン

- (腕や脚の内側など)通常の転倒などではできない痣(あざ)がある
- 痣(あざ)や傷があるのに、理由を聞いてもはっきりしない
- 天気や気候が悪くても、高齢者が長時間外にいる姿がしばしば見られる
- 汚れたままの衣類を着ている。異臭がするようになる
- 経済的に困っていないはずなのに、支払いができない。自由に使えるお金がないと訴える
- 急におびえたり、怖がったりする など

家族が発するサイン

- 高齢者に対して冷淡な態度や無関心さが見られる
- 高齢者に対して乱暴な口の利き方をする
- 自宅から介護者の怒鳴り声や、物が投げられる音が聞こえる
- 受診や入院の勧めを拒否する
- 家や庭が、荒れ放題になってきた
- 身だしなみを気にしなくなる など

このような状態が見られたとしても、すべてが虐待というわけではありませんが、何らかの支援が必要な可能性があります。

高齢者・家族の双方がづらい思いをしないために、まずは町地域包括支援センターにご相談ください。

ご相談いただいた内容の、秘密は守ります。

